

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成28年5月23日 午前 10時40分 開会 午前 11時08分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保実委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 関 威國議員 清田文雄議員 柴崎茂議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 仲手川政策総務部長 森田参事（地域総合戦略担当）藤本政策課長 小林政策係長 二挺木都市建設部長、笹山建設課長 露木副課長兼道路整備係長、西海道路管理係長 作古都市計画課長 小瀬村都市計画課技幹 福田主査 高塚主査 大槻総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 地方創生加速化交付金について (2) 損害賠償の額を定めることについて (3) 大磯町まちづくり基本計画変更案について (4) その他
8 その他	一般傍聴者 なし

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 では、皆さん、こんにちは。定刻になりました。ただいまの出席委員は7名全員でございます。それではこれより、総務建設常任委員会協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

ただいまのところ、一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合、これを許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは異議ないものと認めます。

はじめに、町側からのあいさつをお願い申し上げます。

どうぞ。

○町長【中崎久雄君】 先ほどの総務建設常任委員会に引き続きまして、協議会を開催していただき、ありがとうございます。本日の議題は、お手元議題三つございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 直ちに会議に入ります。会議次第は、お手元に配付したとおりでございます。本日は、議題が3件ございますので、よろしく願いいたします。

議題(1) 地方創生加速化交付金について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、まず、議題の(1)「地方創生加速化交付金について」を議題といたします。

本議題は6月議会定例会へ提出が予定されておりますので、資料に基づき、担当課から説明をお願い申し上げます。

はい、担当課。

○政策課政策係長【小林琢哉君】 政策課の小林です。

地方創生加速化交付金について、御説明のほうをさせていただきます。お配りさせていただいた資料の1ページ目をごらんください。

こちら、地方創生加速化交付金の概要になります。この交付金につきましては、国が進めている一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応としての取り組みで、国の平成27年度補正予算において、創設されたものであります。全国の自治体で策定している地方

版総合戦略に基づく取り組みについて、支援する交付金となっております。

期待される効果としましては、この交付金を活用することで、各自治体が総合戦略の取り組みの先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など、「目に見える地方創生の実現」が、この交付金に期待されております。

支援の対象としましては、「しごと創生」「ひとの流れ」「働き方改革」「まちづくり」の主に四つの方向性が対象となっております。

交付の条件としましては、各地方公共団体が策定する地方版総合戦略に位置づけられていること。地域経済分析システム、こちら、RESASになりますが、このRESASなどを活用し、客観的なデータに基づき、事業設計がなされていること。事業の企画や実施の際に地域における関係者との連携体制が整備されていること。KPI、こちら重要業績評価指標になりますが、このKPIが設定され、PDCAサイクルが整備されていること。他の国庫補助金・交付金の対象事業でないことが、主な交付の条件となっております。

予算額及び交付率、また、交付申請数と申請額、こちらにつきましては、国の予算額で1,000億円、交付率は10分の10、申請数は2事業までを目安とし、一自治体当たり4,000万円から8,000万円を目安に交付されるものになります。

続きまして、2ページ目をごらんください。

この加速化交付金の状況につきましては、既に国の補正予算の時期に合わせて、平成28年2月に、募集のほうは行われております。その結果につきましては、全体として1,926事業、交付予定額は906億円となっております。神奈川県内におきましては、かっこ内になりますが、交付事業数は38事業、交付予定額で約14億円となっております。この第1次分につきましては、大磯町は日程的にも厳しい状況でありましたので、申請のほうは行っておりません。

8になりますが、この第1次分において、当初の1,000億円のうち906億円の交付対象事業、こちらは決定しましたが、残りの94億円について、第1次分において申請した事業がすべて不採択であったり、また、未申請であった市区町村を対象に、優先的に第2次分の募集を行うと、国から連絡がありましたので、今回申請を行うものになります。

この2次分の交付要件につきましては、原則、先ほどの第1次分と同様の要件となりますが、1点目として、平成28年度予算に計上された事業であること、2点目として、

国の補正予算になりますので、次年度への事業の繰り越しは認められないこと、こういったことが条件として追加されております。

今後のスケジュールにつきましては、現在申請する事業の内容について、国に事前相談をしている段階でありますので、事業の採択や交付決定、これらの時期は未定であります。交付の条件に6月補正予算で対応するといった条件もありますので、この6月議会をお願いしたいと考えております。

次に、3ページ目を、ごらんください。

3ページ目、この第2次分の募集で、申請を予定している事業の概要になります。事業名は「近現代の歴史舞台からの地域づくり事業」です。

事業の概要としましては、平成29年の3月にオープンする旧吉田茂邸のオープニングに向けた整備などを中心に、大磯に観光客を呼び込み、大磯の魅力を知ってもらい、最終的には大磯に住んでもらう、というような事業展開を図る事業になります。

交付要望の予定額につきましては、4,381万5,000円になります。

内訳は、下段の表になります。網掛けのない事業につきましては、平成28年度当初予算で計上されている事業になります。網掛けされている事業につきましては、6月補正予算で本交付金とともに、歳出予算に計上する予定の事業となります。内訳の主なものになりますが、表の上から、「旧吉田茂邸調度品製作費」から、表の4段目になりますが、「吉田茂展（仮称）」、こちらについてはオープンに向けた準備の経費となります。さらに来訪者に、大磯の魅力を知ってもらうため、「大磯ブランド絵巻パンフレットの作成」や、大磯への移住を考えている方へ、大磯での生活の魅力を伝えるための「おおいそライフの作成」、「旧吉田茂邸図録の印刷」のほうを行ってまいります。

今回事業をさらに充実させていく為、網かけの部分になりますが、「ポスター、チラシなどの旧吉田茂邸図録等の追加の印刷費」、外国人観光客に対応する「旧吉田茂邸施設内の公衆無線LANの整備」、表の一番下段になりますが、今後整備予定であります大磯港賑わい交流施設と、旧吉田茂邸を自転車で回遊するためのルートの一部、旧吉田邸の西側になりますが、葛川の河口から旧吉田茂邸までの道の整備のほうを行ってまいります。

続きまして、4ページ目をごらんください。

こちらは、第2次分で示されている、交付条件を満たしているかということになりますが、大磯町人口ビジョン・総合戦略の戦略1：「大磯への新しい人の流れをつくる」、

事業1：「地域資源を生かした観光の振興」として位置づけを行っております。

また、KPI、こちらにつきましては、観光により人を呼び込み、大磯の良さを知ってもらい、大磯に移り住んでもらうことが大きな目的でありますので、総合戦略にも掲げておりますが、1点目として、入込観光客数の増加を図ること、2点目として、転入者の流入による社会増、こちらの人数の増加を図ること、この二つの指標を設定する予定であります。

分析データ、また連携する団体、こちらにつきましては、神奈川県入り込み観光客数調査や、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、こちらが行っている日本の将来人口推計など、こういったものを活用すると共に、神奈川県新たな観光の核づくり推進協議会、さらに観光協会や商工会、これら町内の団体とも連携して進めていきたいというふうに考えております。地方創生加速化交付金の概要と、その交付金を活用する事業の概要につきましては、以上になります。

よろしく申し上げます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労様です。本議題は、6月定例会へ提出が予定されておりますが、特に質疑ある方は挙手でお願いいたします。

(挙手者 なし)

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 ございませぬ。では、質疑を終了します。

議題(2) 損害賠償の額を定めることについて

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 続きまして、議題(2)「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本議題は6月定例会に提出されておりますので、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願い申し上げます。

担当課。

○建設課道路管理係長【西海誠一君】 建設課・西海です。(2)「損害賠償の額を定めることについて」、お手元の説明資料に基づき、説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。

本件につきましては、平成27年10月12日におきた町有地の樹木から、木枝が自家用車に落下し、そのことにより生じた自家用車の修理等の費用を被害者の方に賠償する

案件でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 説明が長いようでしたら、座ってどうぞ。

○建設課道路管理係長【西海誠一君】 すいません。再開させていただきます。

被害者の方が町道幹線 30 号線を、大磯側から二宮大磯隧道に向かって走行していたところ、説明資料の図に示しております、事故発生場所に差しかかった時、トンネル入り口上部の土地の樹木の木枝が落下し、被害者の自家用車に落下しました。そして被害者の自家用車の車体上部後方部分に、へこみや擦り傷などの損傷が生じました。

町の対応方法としましては、町が加入している保険会社に事故報告を行った中で、さまざまな事例を保険会社が検証した上で、被害者の方には過失が無いということで、事故による発生した自家用車の修理代と、修理中の代車費用の全額を、町が賠償することになりました。

賠償額についてですが、概算の金額となりますが、自家用車修理代の 42 万 9,862 円、代車費用の 8 万 6,400 円、合計 51 万 6,262 円となります。最後に、事故後の再発防止のための対応でございますが、平成 28 年 5 月 12 日に、該当のトンネル上部の土地の樹木の剪定を行いました。

説明は以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 本議題は 6 月議会定例会に提出が予定されております。特に質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 これね、一つだけだけでも、町有地って、どこからどこまで。それがわかるようにちょっとしてくれる。これだけだとちょっとよくわからないけど、どうですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。

○建設課長【笹山隆二君】 建設課・笹山です。お答えいたします。

トンネルの、ちょうど正面から見ますと、こう丸く楕円の形をしているこの上部が、町有地になります。何らかの形でちょっと明確に資料のほうを表示させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員【吉川重雄君】 わかりました。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 じゃあ、それでお願いいたします。では、

質疑を終了いたします。

議題（3）大磯町まちづくり基本計画変更案について

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 次に議題（3）「大磯町まちづくり基本計画変更案について」を議題といたします。

本議題は、6月議会定例会へ提出が予定されております。送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願い申し上げます。

担当課、どうぞ。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。御説明させていただきます。本日は、事前にお配りさせていただきました資料としまして、A4横サイズの大磯町まちづくり基本計画の変更工程表、それからA3のホチキス止め、A3サイズのじゃばら折りになっております新旧対照表、こちらのほうをお配りさせていただいております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 長いようでしたら座って説明してください。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 はい、ありがとうございます。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 要約して御説明させていただきます、詳細は勉強会のほうでという形でさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、変更工程表法のほうをごらんください。まちづくり基本計画の変更作業につきましては、平成24年度に町民意識調査、25年度に現行計画の評価や検討会議を経まして、変更素案のたたき台の作成を行ってまいりました。平成26年度につきましては、風致地区や特別用途地区、特別緑地保全地区といった重要な都市計画案件がございましたので、見直し作業を一時休止させていただいて、平成27年度から、まちづくり条例に基づく変更手続を進めさせていただきました。

工程表には、平成27年度からのまちづくり条例に基づく手続の部分について記載しております。

平成27年7月24日に都市計画審議会、29日にまちづくり審議会を開催いたしまして、変更素案の案について審議していただき、10月13日の政策会議にて変更素案を決定いたしました。

素案につきましては、10月27日の総務建設常任委員会にて御説明し、御意見をいた

だいてまいりました。その後、素案の公告・縦覧及び提案募集を11月2日から30日までの4週間行いまして、提出された提案結果を踏まえ、変更原案の案を作成いたしました。

原案の案につきましても、素案と同様になりますが、12月18日に都市計画審議会、翌1月5日にまちづくり審議会の意見を聞きまして、1月12日に変更原案を決定いたしました。その後、委員の皆様には1月29日に変更原案について情報提供させていただくとともに、1月25日から2月22日までの4週間、原案の公告・縦覧及び意見書の受け付けを行い、2月8日と13日には原案の住民説明会を開催いたしました。その後、意見書の意見、説明会での意見を踏まえ、変更案の案を作成し、変更案の案につきましても、4月26日にまちづくり審議会、27日に都市計画審議会の意見を聞き、5月10日に政策会議にて、変更案を決定させていただきました。

このような経過を経まして、この度ようやく変更案が作成できましたので、6月議会に御提案させていただくものでございます。

なお、最後のボックスになりますが、今後の予定でございます。本日の協議会、勉強会を経まして、議案を提案させていただき、委員会に付託された場合は、委員会にて御審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、まちづくり改訂変更案のほうに御説明させていただきたいと思っております。

大磯町まちづくり基本計画は、大磯町総合計画を支える都市づくりの機動的な個別計画でございまして、都市計画法に定める都市マスタープランとしての位置づけも持ち合わせているものでございます。

この基本計画は平成18年3月に策定しまして、平成32年度までの15年間を、計画期間として運用してまいりましたが、計画策定後、約10年が経過し、その間、町民意識や社会構造の変化、策定後の法改正、町の新たな取り組み等により、現行計画の見直しを行う必要があることから、平成24年度から見直しの作業を行ってまいりました。

見直しに当たりましては、東日本大震災の教訓を生かしたまちづくりの推進、時代の変化に合わせた施策の追加や修正、安心して暮らせる持続可能なまちづくりの推進という、三つの柱をもとに、変更手続を進めてまいりました。

この後、勉強会のほうをさせていただいたときには、変更内容について詳しく御説明させていただきたいと考えておりますが、今回お手元のほうには新旧対照表という形でお配りさせていただいております。右側が変更前、左側が変更後、一番左端のページに

つきましては、変更案のページを対応していると。ページのかっこ書きのほうにつきましては、(旧 18) とか (旧 19) って書いてあるんですが、こちらにつきましては、現行のまちづくり基本計画、こちらのページをあらわしております。

以上が、変更案、御提案に至る経緯等を御説明させていただきました。具体的な変更案については、勉強会のほうで、御説明いたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 御苦労様です。この議案につきましても、6月議会定例会に提出されている予定になっておりますので、特に質疑ある方は、挙手でどうぞ。

鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 鈴木です。一つだけ確認をさせていただきます。

きょうの資料の1ページ目の、工程表と、それから新旧対照表の関係について、確認させていただきます。ここで、最後のほうに平成28年4月の段階で、案の案について、まちづくり審議会と都市計画審議会で固めたということだと思えます。そうしますと、新旧対照表の右手にある変更前というのは、案の案が変更前のものであって、それで5月10日の政策会議、案の決定でこれだけのボリュームのものが、変更をされて、案となって、議案になって出てくるという、そういうことなんですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 担当課。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・古瀬村でございます。

新旧対照表の右側変更前というのは、こちらの、現行の平成18年に作成いたしました現行のまちづくり基本計画、そちらが変更前という形でございます。変更後というのは、このたび提案させていただく変更案を変更後のほうに記載しております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 そうすると、新旧対照表の一番左にある、ページの(旧)っていうふうになっているのが、その平成18年につくられた、そのページを示しているよと。それと、この右の欄が対応しているということになりそうですね。それちょっと確認をさせていただきます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 担当課。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

おっしゃられましたとおり、ページの（旧）で記載してあるページが、こちらの当初の計画のページになっております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 工程表の政策会議の決定については、この4月26日と27日に開催された審議会の案の案については、変更なく、ここできょう変更後ということが出されたものでいいという理解でいいですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。担当課。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

4月の26日27日の両審議会におきまして、若干、委員の方々から直したほうがいいのではないかと、御指摘もいただいております。したがって、案の案で御提案した審議会で諮ったものについて、両審議会でいただいた意見を反映したものを、政策会議にかけて、案という形で決定させていただいております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 最終的に確認なんですけど、案の案に意見をいただいたものに対して、町の決定で変更したところはないですか。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ、担当課。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

その点に関しては、変更はございません。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、どうぞ。渡辺議員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 この先ほど鈴木委員が言われたこのページなんですけどね。これを見てるんだけど、すごくわかりにくいんですよ。これページの（旧18）ページって言って、2-2とか、これなんですか。これ全然違ってますよね。この2と2と2-3とか、これあると、かえってすごいわかりにくくて、どうなっているのかなと思ってるんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

このページの欄の（旧）につきましても、先ほど申しあげました現行の基本計画でございますが、その上にあります、2-2、2-3という数字につきましても、すいません、このあと勉強会のほうで用意させていただく資料があるんですが、そちらのページと対

応しているものでございます。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあわかりました。これよりほかに出てくるのね、資料がね。それならいいです。

それで、もう一つ伺いたいのは、いま審議会からの意見とかって言われたけど、後の住民のほうから、これ見ると、まちづくり条例にのっとってやっているの、提案募集してますよね。住民さんからね。そこから出ている意見とかも、私たちいただいたような気がするんだけど、以前、ちょっと昨日探したら、みつからないので、それは資料として出てくるんですか。それに基づいてどういうふうにしたみたいなのは、資料としてはない。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 担当課、どうぞ。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

本日この後、用意してあります資料につきましては、最終的な変更案のほうをお配りさせていただきたいと思っております、このときの意見書の内容ですとか、そういったものにつきましては、御用意をしております。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ、渡辺委員。

○総務建設常任委員会委員【渡辺順子君】 じゃあ、これ付託されているんですね。これ委員会にね。だから付託されたときの資料みたいなものに、ちょっといただきたいなと思うんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 どうぞ、担当課。

○都市計画課技幹【小瀬村 昭君】 都市計画課・小瀬村でございます。

その際には、御用意させていただくようにいたします。

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 はい、よろしく願いいたします。

ほかには、いいですか。

では、質疑を終了します。

議題（４）その他

○総務建設常任委員会委員長【片野哲生君】 それでは、その他として、委員から特に御意見がございましたら。

なければ、これをもちまして、総務建設常任委員会協議会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

(午前 11 時 8 分) 閉会

大磯町議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 28 年 11 月 14 日

総務建設常任委員会

委員長 片 野 哲 生